

「体験活動推進日（ラーケーション）」について

茨城県立水戸第一高等学校・同附属中学校

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 内 容

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。ただし、残った日数を次年度に繰り越すことはできない。

3 申請方法

本校所定の申請用紙を、本校ホームページからダウンロードするか、担任から受け取るかした上で、保護者の署名を付して、原則1週間前までに担任に申請する。

4 実施時期

令和6年4月から令和7年3月まで（年度単位で）実施する。

ただし、本校では「体験活動推進日を設定することができない日（期間）」を次のように定める。

- ・4月の始業式から全日HR／全日探究まで（オリエンテーションや健診等があるため）
- ・長期休業に入る前の日（集会やHR／学活があり、重要な連絡や配付物等が多いため）
- ・学苑祭、クラスマッチ、歩く会、研修旅行（附属中のみ）、卒業式等の学校行事がある日
- ・定期考査、実力試験、校内模試がある日（高校）
- ・実力試験、学力推移調査、アドバンス模試、創育学力テストがある日（附属中）
- ・その他、年度当初（始業式）までに学校や学年が必要と定める日

（例：定例生徒集会、学年集会、奨学会総会、学校公開、心に火をつけるフォーラム、知道プロジェクト発表会、GRITセミナー、キャリア探究対話、探究力向上セミナー、文理・融合講座がある日等）

5 その他

(1) 取得前

- ・生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」は水戸第一高等学校および同附属中学校のホームページに掲載している。

(2) 取得

- ・学校は、指導要録及び調査書等における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。

(3) 取得後

- ・学校は、学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行う。